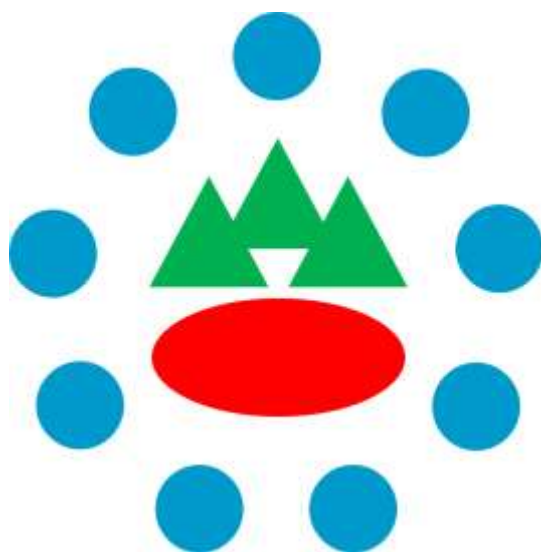


上田地域広域連合の概要



自然・文化・人のハーモニー「参加と連携」の活力ある地域をめざして

上田地域広域連合

（上田市・東御市・青木村・長和町・坂城町）

は じ め に

上田地域（上田市、東御市、小県郡及び埴科郡坂城町の2市2町1村で構成）は、戦国時代に名を馳せた真田氏の城下町として栄えた上田市を中心に、恵まれた自然環境・伝統的文化や一体的な地形の中、各市町村の特性を発揮しながら連携と協調のもとに発展してまいりました。現在は北陸新幹線の金沢延伸や上信越自動車道の整備が進む中で、さらなる飛躍が期待されています。

上田地域を取り巻く情勢は、少子化・超高齢化社会の進行、高度情報化社会や国際化の進展、環境問題など大きく変化しています。このような状況下にあって、「まち・ひと・しごと創生法」による地方創生の取り組みが地方自治体に求められており、更なる広域的な展開が必要であるため、広域連合の果たす役割も大きくなっております。

当地域では長野県下に先駆け平成10年4月、効率的な行財政運営や広域的に高度な住民サービスに柔軟に対応していくため、「上田地域広域連合」を発足させ、『広域計画』に位置付けられた事務事業に取り組んでおります。

平成10年度から14年度までの『広域計画』においては、旧広域行政事務組合で行っていた事務のほか、ごみ処理広域化推進に関する事務や介護保険事務など、18の事務事業によりスタートいたしました。

平成15年度から19年度までの第2次『広域計画』においては、「介護保険に関する事務」を「介護認定調査並びに介護認定審査会」と「介護相談員」の2つの項目に分け、「広域観光の振興」、「地域情報化の推進」及び「職員の人材育成」の事務を加えました。さらに平成18年4月から、障害者自立支援法（現：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく「障害者介護給付費等審査会」に関する事務を加え、23の事務事業となりました。

平成20年度から24年度までの第3次『広域計画』においては、養護老人ホーム〈陽寿荘〉及び特別養護老人ホーム〈徳寿荘〉の民営移管（平成20年4月1日付）により21の事務事業でスタートし、その後、上田勤労者福祉センターの平成23年4月1日付け上田市移管により、20の事務事業となりました。

平成25年度から29年度までの第4次『広域計画』においては、ふるさと市町村圏計画の終了など国の広域行政圏施策の転換等により、19の事務事業となりました。

現在の第5次『広域計画』（平成30年度から令和4年度まで）では、当地域の広域行政を取り巻く情勢の変化を反映させた計画づくりを行い、17の事務事業を掲げています。

今後も関係市町村と広域連合が一体となって、『広域計画』に位置付けられた事務事業の推進により、魅力ある地域づくりに引き続き努めてまいります。

圏 域 の 概 要

- 1 名 称 上田地域広域連合
- 2 関係市町村等 2市2町1村
上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町
- 3 人口、面積及び世帯数

市町村名	人 口 (人)	人口増減率	人口構成率	世帯数 (世帯)	面 積 (k m ²)
上田市	152,281	-2.90%	74.3%	64,878	552.04
東御市	29,131	-3.24%	14.2%	11,500	112.37
青木村	4,074	-6.19%	2.0%	1,515	57.10
長和町	5,564	-9.76%	2.7%	2,360	183.86
坂城町	13,908	-6.48%	6.8%	5,609	53.64
合 計	204,958	-3.46%	100.0%	85,862	959.01

注：人口及び世帯数…長野県毎月人口異動調査（令和3年4月1日現在）

人口増減率…国勢調査（平成27年10月1日）との比較

面積…国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調（平成29年10月1日現在）

4 圏域の概要

本圏域は、長野県の北東部に位置し、一部が群馬県に接するほか、周囲は佐久・諏訪・松本・長野の4圏域に隣接しています。面積は県下の約7%を占めており、四季の変化に富む山々や高原に囲まれ、中央を千曲川が地域を二分する形で東西に流れています。

地域の気候は、昼と夜の気温較差が大きい典型的な内陸性気候で、晴天日が多く、雨量は年間平均900mm前後と全国的にみても寡雨地帯です。

圏域人口は、204,958人で県全体の約10%を占めています。

圏域の産業では、まず工業は、乾燥・寡雨の気象条件を活かし自動車関連、電気機械、一般機械器具等を中心として、製造品出荷額は県下の約14%を占め、農業は標高差等の自然条件や、バイオ技術、三大都市圏の近郊という立地条件を活かし、付加価値の高い野菜、果樹、花き等の生鮮農産物等の供給基地として発展しています。

交通網は、上信越自動車道、北陸新幹線、一般国道18号等が東西に横断し、その他国道、主要地方道、県道等が圏域内外を結んでいます。



5 職員構成 (単位：人)

	総 数	うち派遣職員				うち広域 連合職員
		上田市	東御市	青木村	長和町	
事務局	40	26	3	1	2	8
消防本部	208	1	0	0	0	207
合 計	248	27	3	1	2	215

上田地域広域連合のあゆみ

昭和４６年　　７月１５日 ９月　１日	上田市及び小県郡の丸子町、長門町、東部町、真田町、武石村、和田村、青木村が上小コミュニティーとして、広域市町村圏振興整備措置要綱に基づく「広域市町村圏」に設定される 上小地域広域行政事務組合設立
昭和４７年　　４月　１日	上小広域市町村圏計画策定 ・基本構想（昭和４７年度～昭和６０年度） ・基本計画（昭和４７年度～昭和５５年度） 広域市町村圏事業の一環として、上小地域広域行政事務組合消防本部（上田消防署、丸子消防署、長門分署、東部消防署、真田分署、武石分署、和田分遣所、川西分署）が発足
昭和４９年　　６月　１日	上田勤労者福祉センター設置 ・管理、運営を上田市へ委託
昭和５４年　　４月　１日 ４月３０日	病院群輪番制病院運営事業費補助事業開始 丸子消防署新庁舎竣工
昭和５５年　　４月　１日	上小地域新広域市町村圏計画策定 ・基本構想（昭和５５年度～昭和６５年度） ・基本計画（昭和５５年度～昭和６０年度）
昭和５６年　　４月　２日	上田南部消防署新庁舎竣工 ・川辺分署、塩田分署を統合
昭和６１年　　１月２７日 ４月　１日	田園都市構想事業及び県の文化公園構想の指定を受けて、リージョンプラザ「上田創造館」竣工、一部オープン（４月１日全館オープン） ・管理、運営を財団法人上田市地域振興事業団へ委託 上小地域新広域市町村圏計画基本構想一部修正及び後期基本計画策定 ・後期基本計画（昭和６１年度～昭和６５年度） 上田クリーンセンター使用開始
昭和６２年　　４月　１日	一部事務組合の統合により上田地域保健環境施設組合（複合組合）発足 ・上田市外８ヶ町村病院組合、上小衛生施設組合、上田市真田町じんかい焼却場組合及び大星斎場組合が３月３１日をもって解散
平成　元年　　６月３０日	「上小地域ふるさと市町村圏」第１次選定を受ける
平成　２年　　４月　１日 ５月１０日 １１月　１日	上小地域ふるさと市町村圏計画策定 ・基本構想（平成２年度～平成１１年度） ・基本計画（平成２年度～平成６年度） ・広域活動計画（平成２年度～平成６年度） ふるさと市町村圏基金（１０億円）造成 上田中央消防署真田分署が「真田消防署」に昇格
平成　３年　　３月２５日 ４月　１日	東部消防署新庁舎竣工 一部事務組合の統合による上田地域広域行政事務組合（複合組合）発足 ・組織市町村は、上田市、丸子町、長門町、東部町、真田町、武石村、和田村、青木村及び坂城町の１市５町３村

	・上小地域広域行政事務組合を統合の受皿として規約を変更し、平成 3 年 3 月 31 日付をもって上田地域保健環境施設組合及び上小老人福祉施設組合が解散、統合
平成 6 年 9 月 19 日 11 月 18 日 12 月 6 日 12 月 28 日	上小地方拠点都市地域指定 上小地域ふるさと市町村圏計画基本構想の一部修正 ・基本構想（平成 2 年度～平成 11 年度）の一部修正 ・後期基本計画（平成 7 年度～平成 11 年度）策定 上田南部消防署川西分署新庁舎竣工 上田中央消防署東北分署新庁舎竣工
平成 7 年 4 月 1 日 9 月 28 日 11 月 30 日	依田窪南部消防署開署 ・長門分署、武石分署、和田分遣所を統合 ふるさと市町村圏基金（拠点分 5 億円）造成 真田消防署新庁舎竣工
平成 8 年 2 月 13 日 3 月 8 日 4 月 25 日 7 月 12 日 12 月 1 日	上小地方拠点都市地域基本計画承認 上田クリーンセンター灰固形化施設竣工 ふるさと市町村圏基金（拠点分 5 億円）造成 依田窪斎場業務開始 上田中央消防署東北分署、上田南部消防署川西分署をそれぞれ上田東北消防署、川西消防署に昇格
平成 9 年 12 月 24 日	清浄園し尿処理施設竣工
平成 10 年 4 月 1 日 12 月 25 日	上田地域広域連合設立 ・3 月 31 日付をもって上田地域広域行政事務組合を解散、上田地域広域連合に移行させ、依田窪広域行政事務組合（丸子町、長門町、武石村、和田村 一 斎場）を統合 ・丸子クリーンセンター、東部クリーンセンターを広域連合に移管 第一次上田地域広域連合広域計画策定 （平成 10 年度から平成 14 年度までの 5 年間）
平成 11 年 3 月 3 月 31 日 4 月 1 日 10 月 1 日 11 月 26 日	第一次ごみ処理広域化計画策定（平成 29 年度までの計画） 伝染病予防法廃止に伴い、伝染病舎に係る広域連合の共同事務処理廃止（県事務へ移管） 坂城町が広域的な幹線道路網構想・計画に関する事務及び広域的な課題に対する調査研究事務に加入 依田窪医療福祉事務組合が広域連合に加入 （介護認定に関する共同処理の事務に加入） 第二次上小地域ふるさと市町村圏計画基本構想策定 （平成 12 年度から平成 21 年度までの 10 年間）
平成 12 年 3 月 13 日	上田クリーンセンター排ガス高度処理施設竣工
平成 14 年 3 月 4 日 3 月 20 日 4 月 1 日	丸子クリーンセンター排ガス高度処理施設及び灰固形化施設竣工 東部クリーンセンター灰固形化施設竣工 上田地域広域連合規約変更 ・図書館ネットワークへ長門町加入、介護相談員派遣事業等 伝染病舎基金廃止

平成14年10月25日	第二次上田地域広域連合広域計画の改定 (平成15年度から平成19年度までの5年間)
平成15年 4月 1日	上田地域広域連合規約変更 ・広域計画の改定に伴い、広域観光の振興他の項目を加え、22の事務事業を行う
平成16年 4月 1日 10月29日	上田地域広域連合規約変更 ・市町村合併に伴い、旧北御牧村地域を含む東御市が広域連合に加入 上小地域広域行政圏の区域変更 上小地域ふるさと市町村圏の区域変更 上小地域拠点都市地域の変更 東部消防署から東御消防署に名称変更 第二次上小地域ふるさと市町村圏計画基本構想の一部修正 ・基本構想(平成12年度～平成21年度)の一部修正 ・後期基本計画(平成17年度～平成21年度)策定
平成17年 2月 7日 9月30日	上小地域拠点都市地域基本計画の変更 (計画期間2年間の延長について長野県より同意) 上田地域広域連合規約変更(10月1日施行) ・長門町及び和田村合併に伴い、長和町が広域連合に加入(10月1日)
平成18年 1月 6日 2月22日	上田地域広域連合規約変更(3月6日施行) ・依田窪医療福祉事務組合が脱退(3月5日) ・上田市、丸子町、真田町及び武石村合併に伴い、上田市が広域連合に加入(3月6日) 上田地域広域連合規約変更(4月1日施行) ・障害者自立支援法に基づく、障害者介護給付費等審査会に係る事務を加え、23の事務事業を行う
平成19年 2月16日 3月26日 10月29日	第二次上小地方拠点都市地域基本計画に長野県が同意 (計画目標期間は平成19年度から平成28年度までの10年間) 上田地域広域連合規約変更(4月1日施行) ・事務所の位置変更「上田市上丸子1612番地」 ・地方自治法の一部改正に合わせ会計管理者に係る規定の整備 第三次上田地域広域連合広域計画の改定 (平成20年度から平成24年度までの5年間)
平成20年 1月15日 4月 1日	上田地域広域連合規約変更(4月1日施行) ・養護老人ホームと特別養護老人ホームの事務が廃止され21の事務事業を行う ・構成市町村負担金負担割合の改正 養護老人ホーム〔陽寿荘〕と特別養護老人ホーム〔徳寿荘〕の両施設を民間経営へ移管
平成21年 2月20日 2月26日 10月	上田地域広域連合広域計画の一部変更 ・ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関する事務の中に、地域の医療機能の維持等を支援する事業を追加 上田地域広域連合地域の医療機能の維持等に対する支援に関する条例施行 第二次ごみ処理広域化計画策定(平成29年度までの計画)

平成 21 年 10 月 23 日	(ごみ減量化目標及び施策については平成 27 年度まで) 上小地域ふるさと市町村圏計画の一部変更 ・基本構想及び後期基本計画の目標年度「平成 21 年度」を 3 年間延長し「平成 24 年度」に変更 上田地域広域連合広域計画の一部変更 ・ふるさと市町村圏計画の一部変更に伴う、広域計画の一部変更
平成 22 年 4 月 1 日	消防職員の広域連合への身分移管 ・市町村を退職し広域連合で採用することにより身分の一本化を行う
平成 23 年 2 月 14 日 4 月 1 日	上田地域広域連合規約変更 (4 月 1 日施行) ・上田勤労者福祉センターの事務が廃止され 20 の事務事業を行う 上田勤労者福祉センターが上田市に移管される
平成 25 年 1 月 16 日 2 月 22 日	上田地域広域連合規約変更 (4 月 1 日施行) ・ふるさと市町村圏計画に基づく事務等 3 事業が廃止され、ふるさと基金事業等 2 事業を追加し 19 の事務事業を行う 第四次上田地域広域連合広域計画の改定 (平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間)
平成 27 年 3 月 24 日 5 月 29 日 9 月 30 日	高機能消防指令装置更新 消防本部総合訓練場竣工 消防本部庁舎の耐震化及び増改築事業一部完了 (建築主体工事、電気設備工事、空調設備工事及び給排水衛生設備工事)
平成 28 年 2 月 3 月 31 日	第三次ごみ処理広域化計画策定 ・計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度の 10 年間 (ごみ減量化目標及び施策については、令和 2 年度まで) 消防救急デジタル無線整備事業完了
平成 29 年 1 月 18 日	消防本部庁舎の耐震化及び増改築事業完了 (車庫棟、物置新築工事)
平成 30 年 1 月 15 日 2 月 28 日	上田地域広域連合規約変更 (4 月 1 日施行) ・「土地利用計画の調整」「地域情報化」に関する事務の 2 事業が廃止され、17 の事務事業を行う 第五次上田地域広域連合広域計画の改定 (平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間)
令和 2 年 11 月 5 日	上田地域広域連合規約変更 (12 月 1 日施行) ・東御市旧北御牧村地域の可燃ごみ処理を、広域連合の処理する事務とするもの

上田地域広域連合組織図

広域連合議会

広域連合長

副広域連合長

事務局長

総務課

庶務担当

議会行政委員会担当

企画課

企画振興担当

介護障がい審査課

管理係

介護保険係

障がい審査係

ごみ処理広域化推進室

ごみ処理広域化推進担当

【付属施設】

上田創造館

清浄園

庶務係

業務係

大星斎場

上田クリーンセンター

庶務係

クリーンセンター係

丸子クリーンセンター

クリーンセンター係

依田窪斎場

東部クリーンセンター

クリーンセンター係

消防長

消防次長

消防本部

総務課

総務担当

経理係

予防課

予防調査担当

査察指導担当

警防課

警防係

救急係

通信指令担当

上田中央消防署

庶務係

予防担当

警防担当

救急係

上田南部消防署

庶務係

予防係

警防係

救急係

上田東北消防署

庶務係

予防係

警防係

救急係

川西消防署

庶務係

予防係

警防係

救急係

丸子消防署

庶務係

予防係

警防担当

救急係

真田消防署

庶務係

予防係

警防係

救急係

東御消防署

庶務係

予防係

警防担当

救急係

依田窪南部消防署

庶務係

予防係

警防係

救急係

施設管理者

施設副管理者

施設長

会計管理者

会計室長

出納係

施設出納役

会計担当

行政委員会

(選挙管理委員会、監査委員、公平委員会)

上田地域広域連合の処理する事務一覧表

共 同 処 理 事 務 (施 設 名)	関 係 市 町 村					備 考
	上 田 市	東 御 市	青 木 村	長 和 町	坂 城 町	(2市2町1村)
(1) 上田地域の広域行政の推進に関する事務	○	○	○	○	○	
(2) 広域的な幹線道路網構想・計画の策定及び同構想・計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	○	○	○	○	○	
(3) 広域的な観光振興に関する事務	○	○	○	○		
(4) 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務 ア 広域的な保健福祉の推進に関すること。 イ 広域的なごみ処理の推進に関すること。 ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。	○	○	○	○	○	
(5) 消防に関する事務(消防団及び水利施設に関する事務を除く。)	○	○	○	○		1 本部 8 消防署
(6) 上田創造館の設置、管理及び運営に関する事務	○	○	○	○		
(7) 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関する事務	○	○	○	○	○	公立図書館 長野大学附属図書館
(8) ふるさと基金事業に関する事務	○	○	○	○		
(9) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	○	○	○	○		
(10) 介護相談員の設置及び運営に関する事務	○	○	○	○		
(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する市町村審査会(以下「障害者介護給付費等審査会」という。)の設置及び運営に関する事務	○	○	○	○		
(12) 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事務	○	○	○	○		10 病院
(13) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	○	○	○	○		清浄園 処理能力280k1/日
(14) ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関する事務	○	○	○	○		
(15) ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務						
上田クリーンセンター(上田市の旧丸子町及び旧武石村の地域を除く。)	○		○			処理炉 100t/24h×2基
丸子クリーンセンター(上田市の旧上田市及び旧真田町の地域を除く。)	○			○		処理炉 20t/16h×2基
東部クリーンセンター		○				処理炉 15t/ 8h×2基
(16) 斎場の設置、管理及び運営に関する事務						
大星斎場(上田市の旧丸子町及び旧武石村の地域を除く。)	○	○	○			火葬炉 4基 ペット炉 1基
依田窪斎場(上田市の旧上田市及び旧真田町の地域を除く。)	○			○		火葬炉 2基 ペット炉 1基
(17) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	○	○	○	○		

上田地域広域連合の主な実績

1 広域計画

(1) 期間

平成30年度～令和4年度(第5次)

(2) 上田地域の将来像(理念)

自然・文化・人のハーモニー「参加と連携」の活力ある地域をめざして

【5つの柱】

- ・快適で安全な環境とうるおいのある地域づくり
- ・健康で生きがいとやすらぎのある地域づくり
- ・個性豊かな人と文化を育む生涯学習の地域づくり
- ・地域に根ざした産業と活力ある地域づくり
- ・参加と連携で一体的に発展する開かれた地域づくり

2 清浄園

(1) 平成9年12月更新工事完成

(2) 処理能力… 280 kℓ/日 標準脱窒素処理方式＋高度処理

し尿及び浄化槽汚泥投入量の推移

(単位:t, ℓ, %)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
し尿	16,509	13,607	10,697	10,083	9,699
浄化槽	17,689	14,751	14,837	14,724	14,446
(内 農集)	(13,470)	(11,254)	(11,278)	(11,354)	(11,421)
(内 家排)	(698)	(676)	(676)	(574)	(506)
合 計	34,198	28,358	25,534	24,807	24,145
(前年度比)	(△ 5.1%)	(△ 17.1%)	(△ 10.0%)	(△ 2.8%)	(△ 2.7%)
1人1日排出量(ℓ)	1.85	1.84	1.75	1.69	1.66
1日の処理量(t)	94	78	70	68	66

3 クリーンセンター

(1) 可燃ごみ搬入状況

(単位:t)

	上田クリーンセンター		丸子クリーンセンター		東部クリーンセンター		合計	
	搬入量	前年度比	搬入量	前年度比	搬入量	前年度比	搬入量	前年度比
H28年度	29,465	△ 0.6%	6,379	△ 0.3%	4,007	△ 2.9%	39,851	△ 0.8%
H29年度	28,982	△ 1.6%	6,303	△ 1.2%	3,658	△ 8.7%	38,943	△ 2.3%
H30年度	29,071	0.3%	6,230	△ 1.2%	3,141	△ 14.1%	38,442	△ 1.3%
R1年度	29,628	1.9%	6,374	2.3%	3,725	18.6%	39,727	3.3%
R2年度	28,838	△ 2.7%	6,096	△ 4.4%	3,794	1.9%	38,728	△ 2.5%

※東部クリーンセンターについて、平成30年度までは東部地区のみの受け入れだったが、令和元年度からは、北御牧地区も受け入れている。

(2) 焼却灰発生量状況

(単位:t)

	上田クリーンセンター		丸子クリーンセンター		東部クリーンセンター		合計	
	発生量	前年度比	発生量	前年度比	発生量	前年度比	発生量	前年度比
H28年度	3,050 (2,176)	2.9%	674	3.5%	357	△ 5.1%	4,081 (2,176)	2.2%
H29年度	3,047 (2,179)	△ 0.1%	689	2.2%	343	△ 3.9%	4,079 (2,179)	0.0%
H30年度	3,097 (2,345)	1.6%	666	△ 3.3%	305	△ 11.1%	4,068 (2,345)	△ 0.3%
R1年度	3,205 (2,458)	3.5%	675	1.4%	394	29.2%	4,274 (2,458)	5.1%
R2年度	3,113 (2,404)	△ 2.9%	651	△ 3.6%	403	2.3%	4,167 (2,404)	△ 2.5%

※()内は資源化量

(3) クリーンセンター排ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位:ng-TEQ/m³N※)

施設名	測定値										排出濃度規制 基準値
	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
上田クリーンセンター	0.017	0.033	0.0004	0.00044	0.00027	0.00023	0.00035	0	0.00051	0.0057	1
丸子クリーンセンター	0.087	0.081	0.054	0.053	0.051	0.03	0.081	0.059	0.033	0.035	10
東部クリーンセンター	0.00037	0.0026	0.00027	0.0074	0	0.11	0.00048	0.0051	0.0055	0.023	10

※1ng(ナノグラム)は10億分の1g

※TEQ(ティー・イー・キュー):ダイオキシン類には2百数十種類の仲間があり、そのうちの29種類に毒性があります。

毒性の強さは、それぞれ異なりますので、最も毒性が強いものを1として換算し、これ以外のダイオキシン類の毒性の強さは、決められた係数を用い、それぞれのダイオキシン類の量に乗じて得た数値を合計し、毒性等量(TEQ)で表します。

※m³N(ノルマル立方メートル): 温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した排ガス1立方メートルの量

(4) ごみ焼却手数料
平成15年4月1日から施行

区分	基本料金	超過料金
一般廃棄物	20kgまで400円	10kgにつき200円
産業廃棄物	10kgにつき200円	

※産業廃棄物については、広域連合長が一般廃棄物の処理及び処分に支障のないと認める範囲においてのみ処理できる。

4 斎場

(1) 火葬施設

	火葬炉数			火葬能力 ／日	霊柩車	待合室
	人体	ペット	汚物			
大星斎場	4基	1基	1基	8体	2台	4室
依田窪斎場	2基	1基	1基	4体	1台	2室

(2) 火葬施設の利用状況 (単位:件)

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
大星斎場	遺体火葬数	1,881	1,936	1,899	2,011	1,916
	ペット火葬数	1,107	1,122	1,058	1,028	1,017
依田窪斎場	遺体火葬数	540	580	562	540	556
	ペット火葬数	545	531	555	645	561

5 上田創造館

創造館利用状況

(単位:人)

年度	管理 センター	研修室	文化 センター	体育館	民俗 資料館	美術館	視聴覚 センター	児童 科学館	天体 観測室	プラネタ リウム	その他	合計	左の内数	
													主催事業	学校利用
H28年度	6,705	8,908	43,349	20,480	7,613	30,741	21,547	2,895	2,444	12,191	7,150	164,023	31,751	9,080
H29年度	8,150	9,179	45,294	20,458	8,414	30,931	22,409	3,228	2,168	11,917	10,628	172,776	36,071	9,969
H30年度	7,785	9,910	39,999	19,939	8,665	37,527	24,713	3,205	2,382	11,049	12,369	177,543	42,654	9,425
R1年度	7,904	9,599	30,816	19,043	7,556	36,102	24,399	2,883	2,302	11,107	11,572	163,283	44,016	8,732
R2年度	2,606	4,425	9,962	14,108	1,268	12,908	19,262	1,926	1,439	4,923	6,454	79,281	13,517	5,714

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2.4.11～R2.5.31臨時休館

6 図書館情報ネットワーク

図書館情報ネットワーク利用状況

(1) 利用実績

(単位:冊)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
上田市立上田図書館	272,464	276,107	278,411	276,591	247,972
上田市立上田図書館創造館分室	73,567	73,936	79,986	77,583	64,002
上田情報ライブラリー	86,594	81,864	80,335	76,987	56,350
上田市立丸子図書館	184,811	188,473	185,160	162,972	155,531
上田市立真田図書館	57,562	60,086	65,151	62,360	51,536
上田市武石公民館図書室	4,030	2,320	2,780	1,331	1,037
上田市塩田公民館	1,222	1,202	1,127	978	1,220
長野大学附属図書館	390	379	417	279	185
上田市計	680,640	684,367	693,367	659,081	577,833
東御市立図書館	197,076	185,064	185,214	168,953	156,354
坂城町立図書館	66,003	79,369	43,040	42,490	74,538
青木村図書館	48,763	45,346	9,304	7,913	40,312
長和町長門図書館	10,630	9,385	86,439	85,653	7,322
合 計	1,003,112	1,003,531	1,017,364	964,090	856,359

(2) 登録者数

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
上田市(上田地域)	37,096	21,296	21,420	23,687	20,401
上田市(丸子地域)	8,380	5,355	5,353	5,861	4,787
上田市(真田地域)	3,719	2,300	2,286	2,507	2,067
上田市(武石地域)	857	591	581	622	514
上田市計	50,052	29,542	29,640	32,677	27,769
東御市	10,323	6,516	6,160	6,753	5,857
坂城町	4,381	2,543	897	1,001	2,292
青木村	1,452	906	1,020	1,133	854
長和町	1,515	1,005	2,562	2,778	955
その他	4,254	2,148	1,325	1,477	1,150
合計	71,977	42,660	41,604	45,819	38,877

7 介護保険

介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営を共同処理する。

(1) 介護認定事務の公平性、客観性、正確性の確保のための認定調査員研修を実施する。

委託先認定調査員研修 2回

(2) 介護認定審査会の設置及び運営

時 期	開催回数	申請受付件数	審査判定件数	合議体数	審査会委員人数
平成28年4月から平成29年3月まで	286回	11,979件	11,330件	12合議体	60名
平成29年4月から平成30年3月まで	278回	11,349件	11,237件	12合議体	60名
平成30年4月から平成31年3月まで	277回	10,253件	9,890件	12合議体	60名
平成31年4月から令和2年3月まで	278回	10,348件	10,051件	12合議体	60名
令和2年4月から令和3年3月まで	276回	9,300件	8,386件	12合議体	60名

(3) 介護相談員派遣事業の実施

・介護相談員を10名委嘱したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が収束せず、施設等への派遣、訪問は行わなかった。

8 障害者介護給付費等審査会

障害者介護給付費等審査会の設置及び運営を共同処理する。

障害者介護給付費等審査会の設置及び運営

時 期	開催回数	審査判定件数	合議体数	審査会委員人数
平成28年4月から平成29年3月まで	12回	409件	2合議体	10名
平成29年4月から平成30年3月まで	12回	418件	2合議体	10名
平成30年4月から平成31年3月まで	21回	599件	2合議体	10名
平成31年4月から令和2年3月まで	13回	490件	2合議体	10名
令和2年4月から令和3年3月まで	13回	426件	2合議体	10名

9 ごみ処理の広域化

令和3年3月に改訂した第4次「ごみ処理広域化計画」に基づき、資源循環型施設建設に向けた取組を進めている。

年度	内 容
H24	・資源循環型施設建設候補地について、上田市内の2か所の応募地に清浄園敷地を含めた一体的な土地利用を新たに提案(H24.6.7)
H25	・資源循環型施設建設対策連絡会(以下「対策連絡会」という。)(8団体:周辺4自治会(諏訪部、秋和、上塩尻、下塩尻)、土地改良区(榊網、欠口)及び耕作者組合(諏訪部下沖、秋和南部)から「資源循環型施設建設に関する質問書」が提出(H25.5.20)され、対策連絡会に回答(H25.7.31)。
H26	・対策連絡会との意見交換会を開催(H26.8.29) ・対策連絡会から意見交換会開催取りやめの申し入れあり。(H26.10.6)
H27	・対策連絡会との意見交換会再開に向けた準備会を開催(H27.9.14、H27.10.6、H28.1.14) ・対策連絡会との意見交換会を開催(H28.2.17)
H28	・対策連絡会との懇談会を開催(H28.6.23、H28.12.21)
H29	・対策連絡会との懇談会を開催(H29.5.22、H29.6.22、H30.3.22) ・諏訪部自治会、下沖振興組合が対策連絡会に脱退届を提出(H29.6.4) ・対策連絡会との意見交換会を開催(H29.11.2) ・資源循環型施設建設に関する説明会を開催(秋和:H29.11.30、上塩尻:H29.12.16、下塩尻:H29.12.14)
H30	・資源循環型施設建設に関する市長懇談会を開催(諏訪部地域:H30.5.24) ・対策連絡会との懇談会を開催(H30.5.30、H30.7.12、H30.9.5) ・サテライト市長室in清浄園を開催(H30.5.31、H30.6.7、H30.6.15、H30.6.23、H30.6.24、H30.6.28、H30.7.6) ・諏訪部地域説明会案内のため、土屋市長が諏訪部地域全世帯へ個別訪問(H30.7.12) ・資源循環型施設建設に関する説明会を開催(諏訪部:H30.8.2) ・資源循環型施設検討委員会を開催(H30.11.28、H31.1.26、H31.3.21)
R1	・対策連絡会との懇談会を開催(H31.4.23、R1.8.27、R2.2.26) ・資源循環型施設検討委員会を開催(R1.5.11、R1.6.30、R1.10.1、R1.11.17、R2.1.10、R2.3.30)
R2	・対策連絡会との懇談会を開催(R2.7.6、R2.10.16、R2.12.22、R3.3.4) ・資源循環型施設の建設に関する説明会を開催(R2.8.23(2地区)、R2.8.29、R2.9.6、R2.9.27、R2.10.1、R2.10.5) ・環境影響評価(配慮書)の着手(11月)

10 常備消防

過去5年間の主な災害等発生件数 (暦年)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
救急出動件数	10,045	9,930	10,138	9,931	8,876
救急搬送人員	9,406	9,294	9,574	9,348	8,279
救助事案件数	89	104	77	57	53
火災発生件数	73	78	67	73	70
119番着信数	11,926	11,763	11,921	11,873	10,601

11 調査研究組織

地域に共通する広域的課題に市町村が連携して取り組み、その解決策、対応策を独自に調査研究するため、関係市町村の担当職員等で構成する次の専門組織を設置している。

- ・地域医療対策連絡会議
- ・上田地域観光戦略会議
- ・上田地域図書館情報ネットワーク連絡協議会
- ・上田地域介護保険あり方ワーキング会議
- ・関係市町村廃棄物担当課長会議

12 予算額及び決算額

令和元年度決算額

会 計	歳 入	歳 出
一般会計	2,105,900千円	1,951,335千円
特別会計(消防特別会計外2会計)	2,794,519千円	2,702,005千円
合 計	4,900,419千円	4,653,340千円

令和2年度予算額(当初)

一般会計	2,167,389千円
特別会計(消防特別会計外2会計)	2,760,765千円
合 計	4,928,154千円

令和3年度予算額(当初)

一般会計	2,058,336千円
特別会計(消防特別会計外2会計)	2,818,562千円
合 計	4,876,898千円

○上田地域広域連合規約

平成10年3月31日

長野県指令9地第1289号

改正 平成11年3月31日長野県指令10地第1387号

平成11年9月30日長野県上小地方事務所指令11上小地総第376号

平成12年2月14日

平成14年3月28日長野県上小地方事務所指令13上小地総第539号

平成15年3月31日長野県上小地方事務所指令14上小地総第605号

平成16年4月1日長野県上小地方事務所指令16上小地総第4号

平成17年9月30日長野県上小地方事務所指令17上小地総第53号

平成18年1月6日長野県上小地方事務所指令17上小地総第81号

平成18年2月22日長野県上小地方事務所指令17上小地総第100号

平成19年3月26日長野県上小地方事務所指令18上小地政第253号

平成20年1月15日長野県上小地方事務所指令19上小地政第104号

平成23年2月14日長野県上小地方事務所指令22上小地政第125号

平成25年1月16日長野県上小地方事務所指令24上小地政第131号

平成30年1月15日長野県上田地域振興局指令29上田地企第60号

令和2年11月2日長野県上田地域振興局指令2上田地企第25号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、上田地域広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、上田市、東御市、青木村、長和町及び坂城町(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 上田地域の広域行政の推進に関する事務

(2) 広域的な幹線道路網構想・計画の策定及び同構想・計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務

(3) 広域的な観光振興に関する事務

(4) 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務

ア 広域的な保健福祉の推進に関すること。

イ 広域的なごみ処理の推進に関すること。

ウ その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が別に定める事項に関すること。

(5) 消防に関する事務(消防団及び水利施設に関する事務を除く。)

(6) 上田創造館の設置、管理及び運営に関する事務

(7) 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関する事務

(8) ふるさと基金事業に関する事務

(9) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務

- (10) 介護相談員の設置及び運営に関する事務
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する市町村審査会(以下「障害者介護給付費等審査会」という。)の設置及び運営に関する事務
- (12) 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事務
- (13) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (14) ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関する事務
- (15) ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (16) 斎場の設置、管理及び運営に関する事務
- (17) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務
 - ア 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務
 - イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務

2 前項に規定する事務を共同処理する市町村は、別表の市町村の欄に掲げるとおりとする。
(広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 上田地域の広域行政の推進に関すること。
- (2) 広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (3) 広域的な観光振興に関すること。
- (4) 次に掲げる事項についての調査研究に関すること。
 - ア 広域的な保健福祉の推進に関すること。
 - イ 広域的なごみ処理の推進に関すること。
 - ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。
- (5) 消防に関すること。(消防団及び水利施設に関するものを除く。)
- (6) 上田創造館の設置、管理及び運営に関すること。
- (7) 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (8) ふるさと基金事業に関すること。
- (9) 介護保険法に規定する介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (10) 介護相談員派遣事業に関すること。
- (11) 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (12) 病院群輪番制病院に係る補助事業に関すること。
- (13) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (14) ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (15) ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (16) 斎場の設置、管理及び運営に関すること。
- (17) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、長野県上田市上丸子1612番地に置く。

(議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、23人とする。

(議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 上田市 13人
- (2) 東御市 4人
- (3) 青木村 2人
- (4) 長和町 2人
- (5) 坂城町 2人

3 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第118条第1項の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長4人及び会計管理者1人を置く。

(執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任する。

4 会計管理者は、職員のうちから広域連合長が任命する。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、広域連合長及び副広域連合長の属する市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関

し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本条において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。

(公平委員会)

第17条 広域連合に公平委員会を置く。

2 公平委員会は、3人の公平委員をもってこれを組織する。

3 公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。

4 公平委員の任期は、4年とする。

(重要な議決事件の通知)

第18条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第211条の2第4号に規定する規約で定める重要な議決事件は、次に掲げるものとする。

(1) 法第96条第1項第5号に規定する条例で定める契約を締結すること。

(2) 法第96条第1項第8号に規定する条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(経費の支弁の方法)

第19条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町村の負担金

(2) 財産収入

(3) 事業収入

(4) 国及び県の支出金

(5) 地方債

(6) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表の当該欄に掲げるとおりとする。

(ふるさと基金の設置)

第20条 広域連合に、ふるさと基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、上田市、東御市、青木村及び長和町の振興整備のための事業の推進に資することを目的とする。

(基金に属する財産に対する出資市町村の権利)

第21条 広域連合が解散する際には、基金に属する財産は、出資割合に応じ各出資市町村に帰属する。

(補則)

第22条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した上田地域広域行政事務組合の解散時の組合長が、上田地域広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

附 則(平成11年3月31日長野県指令10地第1387号)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日長野県上小地方事務所指令11上小地総第376号)

この規約は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年2月14日)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日長野県上小地方事務所指令13上小地総第539号)

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日長野県上小地方事務所指令14上小地総第605号)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日長野県上小地方事務所指令16上小地総第4号)

この規約は、知事の許可があった日から施行する。

附 則(平成17年9月30日長野県上小地方事務所指令17上小地総第53号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 変更後の上田地域広域連合規約の規定にかかわらず、第19条第2項及び別表の規定の適用について、平成17年度における関係市町村及び依田窪医療福祉事務組合に係る負担割合のうち、長和町及び依田窪医療福祉事務組合に係る負担割合については、次のとおりとする。
 - (1) 長和町 合併前の長門町及び和田村に係る負担割合
 - (2) 依田窪医療福祉事務組合 武石村並びに合併前の長門町及び和田村に係る負担割合

附 則(平成18年1月6日長野県上小地方事務所指令17上小地総第81号)

改正 平成18年2月22日長野県上小地方事務所指令17上小地総第100号

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年3月6日から施行する。
(経過措置)
- 2 変更後の上田地域広域連合規約第19条第2項及び別表の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度に限り、次の表の左欄に掲げる処理事務については、同表の中欄に掲げる市町について、同表の右欄に掲げる負担割合とする。

左欄	中欄	右欄
別表の第1項から第9項まで、第11項から第14項まで、第17項から第20項まで及び第23項の処理事務	上田市	合併前の上田市、丸子町、真田町及び武石村の地域に係る負担割合
別表の第1項から第9項まで、第11項から第14項まで及び第16項から第23項までの処理事務	長和町	合併前の長門町及び和田村の地域に係る負担割合
別表の第10項の処理事務	上田市	合併前の上田市、丸子町及び真田町の

		地域に係る負担割合
	長和町	合併前の長門町の地域に係る負担割合
別表の第16項の処理事務	上田市	合併前の丸子町、真田町及び武石村の地域に係る負担割合
別表の第21項第1号及び第22項第1号の処理事務	上田市	合併前の上田市及び真田町の地域に係る負担割合
別表の第21項第2号及び第22項第2号の処理事務	上田市	合併前の丸子町及び武石村の地域に係る負担割合

附 則(平成18年2月22日長野県上小地方事務所指令17上小地総第100号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の上田地域広域連合規約第19条第2項及び別表の規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度に限り、次の表の左欄に掲げる処理事務については、同表の中欄に掲げる市町について、同表の右欄に掲げる負担割合とする。

左欄	中欄	右欄
別表の第15項の処理事務	上田市	合併前の上田市、丸子町、真田町及び武石村の地域に係る負担割合
	長和町	合併前の長門町及び和田村の地域に係る負担割合

- 3 変更後の上田地域広域連合規約第19条第2項及び別表の規定にかかわらず、「審査実績割」については、平成18年度においては平成17年10月1日現在の精神障害者居宅生活支援事業の利用者数及び支援費受給者証交付者数(施設訓練等支援費のみ支給決定している者、障害者自立支援法に規定する介護給付費等に移行しないサービスのみ支給決定している者を除く。)とし、平成19年度においては平成18年10月1日現在の障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支給決定者数とする。

附 則(平成19年3月26日長野県上小地方事務所指令18上小地政第253号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、この規約による変更後の上田地域広域連合規約第11条及び第12条中会計管理者に関する規定は適用せず、この規約による変更前の上田地域広域連合規約第11条、第12条及び第13条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項に規定する場合を除くほか、関係市町村のいずれかにおいて地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により在職する収入役があるときは、変更後の規約第11条の規定にかかわらず、会計管理者に代えて収入役を置くことができる。この場合においては、この規約による変更後の上田地域広域連合規約第12条第4項の規定は適用せず、この規約による変更前の上田地域広域連合規約第12条第4項及び第13条第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年1月15日長野県上小地方事務所指令19上小地政第104号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の上田地域広域連合規約別表第7項の規定にかかわらず、同項に規定する処理事務に係る平成19年度までに借り入れた起債の元利金償還に要する経費及び平成19年度予算における経費の負担割合については、この規約の変更後も、上田地域広域連合消防特別会計の経費の負担方法に関する条例(平成10年条例第26号)の規定による。
- 3 変更後の上田地域広域連合規約第4条の規定にかかわらず、平成20年度から平成25年度までに限り、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止に伴う必要な事務を行うものとし、当該事務に係る経費の負担割合については、なお変更前の規約の例による。

附 則(平成23年2月14日長野県上小地方事務所指令22上小地政第125号)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月16日長野県上小地方事務所指令24上小地政第131号)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月15日長野県上田地域振興局指令29上田地企第60号)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月2日長野県上田地域振興局指令2上田地企第25号)

この規約は、令和2年12月1日から施行する。

別表(第4条及び第19条)

処理事務	市町村	負担割合	
1 上田地域の広域行政の推進に関する事務	上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町	全体事業費	均等割 10%
2 広域的な幹線道路網構想・計画の策定及び同構想・計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務			人口割 90%
3 広域的な観光振興に関する事務			
4 次に掲げる事項についての調査研究に関する事務 (1) 広域的な保健福祉の推進に関すること。 (2) 広域的なごみ処理の推進に関すること。 (3) その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。	上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町		広域連合の議会の議決を経て、広域連合長が別に定める。
5 消防に関する事務(消防団及び水利施設に関する事務を除く。)			基準財政需要額割 100%
6 上田創造館の設置、管理及			広域連合の議会の議

び運営に関する事務			決を経て、広域連合長が別に定める。
7 図書館情報ネットワークの整備及び運営に関する事務	上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町		均等割 10% 人口割 90%
8 ふるさと基金事業に関する事務	上田市、東御市、青木村、長和町		
9 介護保険法に規定する介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務			
10 介護相談員の設置及び運営に関する事務			
11 障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関する事務			均等割 10% 審査実績割 90%
12 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事務		運営費	人口割 100%
		施設設備整備費	人口割 50% 病院市町村割 50%
13 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	上田市、東御市(ただし、旧北御牧村の地域を除く。)、青木村、長和町	建設費	人口割 50% 投入人口割 50%
		管理運営費	投入人口割 100%
14 ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関する事務	上田市、東御市、青木村、長和町	全体事業費	均等割 10% 人口割 90%
15 ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務			
(1) 上田クリーンセンター	上田市(ただし、旧丸子町及び旧武石村の地域を除く。)、青木村	建設費	人口割 50% 利用人口割 50%
		管理運営費	利用人口割 100%
(2) 丸子クリーンセンター	上田市(ただし、旧上田市及び旧真田町の地域を除く。)、長和町	建設費	均等割 30% 人口割 70%
		管理運営費	投入量割 100%
(3) 東部クリーンセンター	東御市	全体事業費	所在市町村 100%
16 斎場の設置、管理及び運営に関する事務			
(1) 大星斎場	上田市(ただし、旧丸子町及び旧武石村の地域を除く。)、東御市、青木村	全体事業費	人口割 100%
(2) 依田窪斎場	上田市(ただし、旧上田市及び旧真田町の地域を除く。)、長和町	建設費	均等割 30% 人口割 70%
		管理運営費	均等割 20% 人口割 80%
17 知事の権限に属する事務の	上田市、東御市、青木村、	全体事業費	基準財政需要額割

処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 (1) 火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可等に関する事務 (2) 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	長和町		100%
---	-----	--	------

備考

- 「均等割」の算定基礎は、各事務の項における市町村の欄に掲げる市町村の数による。
- 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前年の10月1日現在で長野県が毎月人口異動調査に基づき公表する人口による。ただし、介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務並びに介護相談員の設置及び運営に関する事務の項にあつては、40歳以上の人口とし、し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務の項にあつては、下水道法(昭和33年法律第79号)に規定する公共下水道の排水区域人口を除くものとする。
- 「基準財政需要額割」の算定基礎は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定による交付税額の決定に際し用いた、予算の属する前年度の消防費に係る基準財政需要額による。
- 「審査実績割」の算定基礎は、予算の属する年の前々年の10月1日から前年の9月30日までの間における関係市町村の審査判定者数による。
- 病院群輪番制病院に係る補助事業に関する事務の項における「病院市町村割」とは、当該事業により施設設備の整備を行う病院が所在する市町村の負担をいう。
- 「投入人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前々年の12月1日から前年の11月30日までの間における関係市町村の投入量を、地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令(昭和28年総理府令第32号)に基づく市町村公共施設状況調査(以下「市町村公共施設状況調査」という。)の1人1日当たりの平均排出量で除した人口による。
- 「利用人口割」の算定基礎は、予算の属する年の前々年の市町村公共施設状況調査のごみ処理人口による。
- 「投入量割」の算定基礎は、予算の属する年度の一般廃棄物の投入量の実績による。